

**千葉県工賃（賃金）向上計画
（平成27年度～平成29年度）**

千 葉 県

I 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

○障害のある人が社会参加・社会貢献を果たし、地域で自立した暮らしをするために、一般就労を希望する方には一般就労に向けた支援をするとともに、福祉的就労を利用する方には、障害者就労継続支援事業所（以下、「事業所」という。）の工賃（賃金）(*1)が向上するように支援していくことが必要である。

○県では、これまでも平成19年度に策定した「ちば工賃向上チャレンジプラン」及び平成24年度に策定した「千葉県工賃向上計画」に基づき工賃向上に資する取組を行ってきた。

○具体的には、

- ・工賃向上ワークショップの推進
- ・事業所職員の資質向上のための研修会の開催
- ・工賃向上計画の有効性評価の実施
- ・官公需発注の促進
- ・ポータルサイト「チャレンジド・インフォ・千葉」の開設
- ・合同販売会等による販路拡大

などの事業を展開してきたところである。

○しかしながら、依然として事業所の工賃（賃金）は低い水準にあり、継続した取組が必要な状況となっている。そこで新たに、平成27年度から29年度の3か年を計画期間とする「工賃（賃金）向上計画」を策定する。本計画では、県全体の目標工賃（賃金）額を掲げるとともに、その目標を達成するための支援施策を定める。

○また、工賃（賃金）向上のためには、全ての事業所の全ての職員が主体的に取り組むことが何よりも重要であることから、全ての事業所において国の指針(*2)や本計画に沿って、各々工賃（賃金）向上計画を策定するものとする。これにより、工賃の向上を図り、障害のある人の自立を促進するとともに、事業所経営の安定化及び職員、利用者の意欲向上に結び付け、さらなる福祉サービスの質の向上を目指す。

2. 計画期間

平成27年度から平成29年度までの3か年とする。

3. 対象事業所の範囲

就労継続支援A型事業所（今回の計画から、新たに対象とする。）

就労継続支援B型事業所

※なお、生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターであっても「工賃（賃金）向上計画」を策定し、工賃（賃金）向上に積極的・意欲的に取り組む事業所については本計画（県の支援施策）の対象とする。

4. 実績と課題

(1) 千葉県工賃向上計画（平成24年度～平成26年度）の実績

ア 千葉県の平均工賃実績

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月額実績		11,996円	12,819円	12,596円	13,150円
時間額実績			158円	157円	164円
(参考)	対象者延人数	43,692人	46,125人	52,785人	58,210人
	事業所数	171か所	184か所	209か所	222か所

(注) 対象事業所：就労継続支援B型事業所

イ 千葉県障害者就労事業振興センター事業の実績（県委託事業）

○工賃向上ワークショップの推進

講義など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が事業遂行上の課題を主体的・積極的に見つけた上で、グループの中で議論し学び合い、相互作用の中で課題の解決策を導き出す企画力、実践力を磨き、さらなる工賃向上を目指す取組を実施した。

（31事業所が参加（平成24～26年度））

○研修等の強化

- ・経営力強化のため、会計や労務管理、コンプライアンスなど法人として必要な研修を実施した。（23回）
- ・職員能力開発のため、衛生管理や製菓・製パン、農業技術指導など実践的な研修を実施した。（105回）
- ・個別相談として、店づくり相談や顧客開拓相談など個別具体的な相談に応じた。（26件）
- ・就労継続支援A型事業所研修会及びB型事業所研修会として、管理者・職員を対象に、事業の現状・課題と解決策、生活支援の充実など支援の質の向上を図る研修を実施した。（14回）

○生産活動の啓発及び販売力の強化

- ・「はーとふるメッセ実りの集い」（各年度3月に実施）

事業所が参加して、生産活動の状況や成功事例を発表するとともに、展示・販売ブースを設けて県民に事業所の製品等を周知啓発した。

- ・「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」（各年度12～2月（審査）、3月（表彰））

（千葉ロッテマリーンズ大賞3件、テレビ朝日福祉文化事業団大賞3件、優秀賞4件、奨励賞23件、審査員特別賞17件）

優れた製品等を表彰し、事業所製品の周知につなげた。なお、千葉市において被表彰製品がふるさと納税の返礼品として取り上げられた。

○P D C Aサイクルによる事業運営

・工賃向上計画の有効性評価

事業所にアドバイザーを派遣し、各事業所が策定した工賃向上計画に沿って事業が実施されているか、計画が有効に機能しているかについて確認・評価するとともに、目標の達成に向けて事業の改善を行うことで、P D C Aサイクルを確立した。(125事業所実施)

この有効性評価事業の実施に先立ち、平成24年6月に「工賃向上計画作成に向けての説明会」を、平成24年10月に「計画を達成するための研修会」を実施した。

平成24、25年度の各年度に有効性評価を行った事業所においては、「24年度実施の事業所」における25年度の平均工賃月額の前年度と比較して1,099円、「25年度実施の事業所」における26年度の平均工賃月額は前年度と比較して937円向上した。

○その他の事業

- ・千葉県障害者就労事業振興センター（以下「振興センター」という。）への委託事業において、障害者就労施設等で提供可能な物品や役務のポータルサイト「チャレンジド・インフォ・千葉」を開設した。
- ・県庁中庁舎及び千葉市ハーモニープラザに福祉ショップを開設し、事業所の製品を販売し、県民等の購入促進を図った。
- ・小型家電リサイクル法の施行を受け、事業所が使用済小型家電の回収、分解作業に参画できるよう市町村に働きかけるとともに、ネットワークを構成して対応体制を充実させ、6市町村での実施に結びつけた。

ウ その他の取組

- 「国等による障害者就労施設等（*3,4）からの物品等の調達の推進に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づく調達方針を県で策定するとともに、県庁の全所属（出先機関や公営企業を含む）及び警察本部に対して、施設への発注が可能な物品・役務について調査し、発注促進を図った。平成23年度の県における発注実績は8,154,689円であったが、26年度の実績は16,924,552円であり、3年間で2倍を超える上昇となった。
- 行政や企業に対し事業所のサービス内容を知ってもらうため、事業者の互助団体である千葉県社会就労センター協議会が実施する商談会への参加を呼びかけた。
- 県庁本庁舎1階の展示スペースに、「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」大賞受賞製品を展示した。
- 地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、県障害福祉課において、市町村に対し官公需の発注促進を依頼し、併せて地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約（*5）に係る手

続きを市町村の会計規則に定めるよう依頼した。

(2) 千葉県が抱える工賃（賃金）の課題

ア 工賃支払の現況と課題分析（就労継続支援B型）

前計画に基づき、支援事業を実施してきたが、就労継続支援B型事業所における平成26年度の県全体の平均工賃月額13,150円、時間額は164円であり、目標である平均工賃月額18,000円、時間額240円は達成できなかった。

目標に到達できなかった主な原因としては、就労継続支援B型事業所やその利用者に対するアンケート（13ページ参照）や千葉県障害者就労事業振興センター（以下、「振興センター」という。）事業を通じて把握した状況から、次のような点が考えられる。

- ・ 高収益な仕事がない
- ・ 営業力や販路がない
- ・ 工賃向上の意義や向上策の周知が不足している
- ・ 商慣行を知らない事業所が多い
- ・ 発注側（行政や企業）のニーズと供給側（事業所）の物品やサービスの不一致（需給ギャップ）

イ 新規参入事業所の現況と課題分析（就労継続支援B型）

就労継続支援B型の新規参入事業所は、生産活動が軌道に乗るまでに時間がかかる状況にある。平成23年度から25年度までに開設した事業所の工賃月額の推移は、次の<表1>のとおりである。新規開設事業所の初年度の工賃月額は、各年度の県平均工賃月額を約2千円から5千円下回り、県平均工賃月額を押し下げている要因となっている。

開設から年数を経る毎に工賃が徐々に向上する傾向にあることから、新規の事業所の生産活動が軌道に乗るまでの間、有効性評価や研修等の支援を重点的に行い、早い時期に工賃向上につなげることが有効であると考えられる。

<表1>平成23年度から26年度までの新規事業所の平均工賃月額の推移

	事業所数	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
県平均（全体）		11,996円	12,819円	12,596円	13,150円
平成23年度開設	25	7,683円	8,074円	8,796円	10,086円
平成24年度開設	31		10,792円	11,269円	12,783円
平成25年度開設	27			7,264円	9,096円
平成26年度開設	17				8,635円

ウ 賃金支払の現況と課題分析（就労継続支援A型）

就労継続支援A型事業所の賃金の支払状況については<表2>のとおりである。就労継続支援A型事業所は、売上から経費等を引いた利益を元手として利用者に賃金を支払うことになっている。しかし実情は、最低賃金を支払うために別の会計等から資金を補填している事業所が、平成26年度に30か所存在している。就労継続支援事業では、作業収入以外から資金を補填して賃金を支払うことを想定していないことから、県内の就労継続支援A型事業所の多くは運営改善が求められる。

そのため、事業開拓により生産活動の幅を広げたり、販路・受注を拡大して、事業の効率化を図る必要がある。

<表2> 就労継続支援A型事業所における賃金の支払状況等

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
月額	54,258.6円	57,871.0円	63,119.8円
時間額	648.9円	691.1円	774.7円
対象者延人数	4,072人	4,859人	7,426人
事業所数	24か所	30か所	41か所
(うち最低賃金減額特例事業所数)		6か所	3か所
補填有の事業所数		22か所	30か所

II 計画の目標

平成29年度までの各年度の県全体の平均工賃（賃金）を目標として設定する。

1. 就労継続支援A型事業所（時間額のみ）

- ・最低賃金以上とする。
- ・資金の補填を減らすようにする（無くす）。

（参考）

平成27年度目標	808円
----------	------

※平成27年4月～9月 最低賃金798円
平成27年10月～平成28年3月 最低賃金817円

2. 就労継続支援B型事業所等（月額及び時間額）

（1）月額

基準（平成26年度実績）	13,150円
平成27年度目標	14,000円
平成28年度目標	15,000円
平成29年度目標	16,000円

(2) 時間額

基準 (平成26年度実績)	164円
平成27年度目標	176円
平成28年度目標	189円
平成29年度目標	201円

就労継続支援A型事業所については、平成27年度の千葉県内企業に適用される最低賃金を基に設定しており、最低賃金は毎年度10月頃に改定されることから、平成27年度の目標は改訂前と改訂後の平均額としている。平成27年10月以降において、817円以上の工賃を確保すべきである。

就労継続支援B型事業所等の月額目標については、第五次千葉県障害者計画において設定している。平成29年度の目標値は、平成25年度における各都道府県の平均工賃額の、上位10位に並ぶように設定し、それを基に各年度の目標を設定した。時間額目標については、実績及び月額目標の伸びを勘案した。

Ⅲ 事業所における工賃（賃金）向上計画の策定

1. 策定にあたって

- 工賃（賃金）向上について、これまでも各事業所で取り組んできたところであるが、障害者の地域における自立生活を推進するために、工賃（賃金）の更なる向上は重要な課題である。全ての事業所の全ての職員が、工賃（賃金）向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要である。
- そのため、全ての事業所において工賃（賃金）向上計画（別に示す「工賃（賃金）向上計画シート」による）を策定するものとする。各事業所の工賃（賃金）向上計画は、一個人や限られた者だけで策定するのではなく、事業所職員全体で十分に議論し、利用者及び家族の理解を得ながら策定する。策定後の計画の推進に当たっても、多くの者が議論し、工賃（賃金）向上に向け改善が図られるような体制を作っていくことが必要である。
- 個々の事業所においては、利用者一人ひとりの就労及び生活における課題や希望を把握するとともに、事業所における課題を整理し、計画に定める目標の実現を目指すことが求められる。
- 工賃（賃金）向上のために、管理者自らが先頭に立って受注に向けた努力を行うことが必要である。その推進のために目標工賃達成加算及び目標工賃達成指導員配置加算を念頭に置き、千葉県障害者就労事業振興センター事業を積極的に活用することが求められる。
- なお、サービス管理責任者が利用者の個別支援計画を作る際には、アセスメントを適切に実施し、事業所の工賃（賃金）向上計画及び利用者のサービス等利用計画を十分参照して作成することが必要である。また、作成後も、定期的にモニタリングを行い、利用者の希望や適性を配慮すべきである。

2. 計画の公表

事業所の工賃（賃金）向上計画及び工賃（賃金）実績については、各事業所のホームページや広報誌を通じて公表することが望ましい。

なお、各事業所の工賃（賃金）目標額及び実績額は、県のホームページに掲載する。

3. 計画の見直しについて

事業所の策定した工賃（賃金）向上計画については、必要に応じて見直し、修正が可能であるが、修正を行った場合には、県へ報告するものとする。

IV 目標を達成するための支援施策

1. PDCAサイクルによる事業運営の支援 [振興センター]

(工賃（賃金）向上計画の有効性評価)

事業所において工賃（賃金）向上計画に沿って事業が実施されているか、計画が有効に機能しているかについて確認・評価し、計画に定めた目標が達成できるよう支援するため、工賃（賃金）向上計画の有効性評価事業を実施する。

手順としては、事業所が自己評価票を作成したのち、振興センター職員を含む評価調査員が事業所を訪問し、自己評価票を基に工賃（賃金）向上計画の実施状況についてヒアリングを行う。後日、振興センターから評価報告書を事業所に送付し、アンケートを行った上で、フォローアップ訪問を実施する。

ヒアリングやフォローアップ訪問を通して、目標を達成するために何を行うべきか、そのための方策が明確になっているか、全職員及び利用者が主体的に計画を推進できる体制になっているか等について確認・評価し、改善を図ることで、全ての事業所がPDCAサイクルを確立できるよう支援する。

2. 事業開拓、販路・受注拡大の支援

(1) 官公需発注促進 [県・振興センター]

県は障害者優先調達推進法に基づき、毎年度障害者就労施設等（以下、「就労施設等」という。）への調達推進方針を策定する。振興センターは複数の就労施設等によるネットワークを構築して、地域の核となる就労施設等と連携しながら、自治体に対する発注促進の交渉・啓発活動、仕事配分や納品までのスケジュール管理等について支援を行い、官公需の積極的な発注を喚起する。

(2) 障害者就労施設等ポータルサイトの活用 [振興センター]

県内の就労施設等の情報を掲載したポータルサイト「チャレンジド・インフォ・千葉」を通じて、各就労施設等の事業内容や作業の様子及び自治体や企業等からの発注希望情報等について最新状況を公開することにより、受発注のマッチングを図る。併せて、福祉サービス利用希望者及びその関係者はもちろん、県民への情報提供ツールとして活用し、就労施設等の社会への周知を進め、発

注を喚起する。

(3) 共同受注事業 [振興センター]

振興センターに共同受注窓口を設置し、1つの事業所では対応できない企業等からの大量発注に対応することで受注の拡大を図る。また、発注側の要求に的確に応えられるよう、各事業所の製品等の品質管理や工程管理の底上げを図るため、専門的な知識・経験を有する職員を派遣し、改善指導を行う。

(4) 小型家電リサイクル事業 [県・振興センター]

使用済小型家電の回収・分解は、障害のある人が能力を発揮しやすい作業であり、かつ循環型社会の構築に貢献できる取組である。この事業に多くの事業所が参画し、事業所間でネットワークを構成して協働化を推進することにより対応体制を整え、市町村や企業等と円滑な協力関係が築けるよう支援を行う。

(5) 営業支援 [振興センター]

事業所職員が企業に対して発注や常設販売の依頼、施設外就労先の獲得などの営業をする際に、専門的な知識・経験を有する振興センターの職員が同行し、営業活動における課題を抽出して解決策の提案を行う。また引き続き、事業所の職員のみで営業活動が可能となるよう支援していく。

(6) 包括協定締結企業 (*6) との連携強化 [振興センター]

当該企業が関係するイベントへの事業所の出店や常設販売の場の提供などについて働きかけ、事業所の製品等について、県民等への周知促進や販売機会の増加を目指す。

3. 販売活動の支援

(1) 販売促進

ア 合同販売会 [県・振興センター]

複数の事業所による合同販売会を実施し、事業所の製品等の認知度向上と販売促進を図るとともに、販売力及び商品力の向上を目指す。また、関係団体が実施する事業所の製品等の販売会や商談会について後援を行うなど、自発的・広域的な取組に協力し、事業所と県民や企業等とを結びつける取組を推進する。

イ 直営店舗 [振興センター]

振興センターが県庁中庁舎及び千葉市ハーモニープラザ内に直営店舗を設置し、事業所の製品等を販売することで、県民等への商品の認知度向上を図るとともに、市場のニーズを把握・研究し、商品作りに活かす。

(2) 生産活動の啓発及び販売力の強化

ア 「はーとふるメッセ実りの集い」[振興センター]

毎年度、商業施設で「はーとふるメッセ実りの集い」を開催し、障害者の生産活動の現状と成果及び工賃（賃金）の状況について、催し物、パネル展示、製品販売等を行うことにより、広く県民に紹介する。

イ 「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」[振興センター]

毎年度、事業所の製品を審査し、優秀な製品を選定して、「はーとふるメッセ・オブ・ザ・イヤー」の称号を贈り、表彰する。優れた製品を称え周知することにより、事業所の一層の販売力・製品力の向上に役立てる。

4. 知識・技術向上の支援 [振興センター]

(1) 研修等（会計、コンプライアンスなど法人経営や事業に必要な研修）

研修会・・・法令、基準条例、就労支援事業会計の基礎など、工賃（賃金）向上に資する研修

会計講座・・・社会福祉法人会計基準、就労支援事業会計処理基準、NPO法人会計基準についての学習

コンプライアンスセミナー・・・製品づくりに関する法令規則の状況等法令遵守に関するセミナー

農業技術指導・・・専門家による生産技術や加工・販売を通じた6次産業化の推進等、農福連携のための訪問指導

(2) 個別相談（店づくりや顧客開拓など個別具体的な相談）

会計等相談・・・仕訳等会計処理、決算等相談

労務等相談・・・労働条件、福利厚生、人材の有効活用策等労務管理相談

法律相談・・・取引先との契約、商取引上のトラブル等の就労支援事業に係る法務相談

コンプライアンス相談・・・商品表示の適法性に関する相談

農業なんでも相談・・・農業及び農産加工品に関する相談

店づくり相談・・・専門家による店舗企画・運営に関する訪問指導

食品評価・・・栄養士・消費者モニター等による評価・改善指導

パッケージデザイン相談・・・プロデザイナーによるデザイン相談

5. 市町村への協力依頼 [県]

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃（賃金）向上への事業所の取組を積極的に支援されるよう協力を依頼する。また、障害者優先調達推進法の趣旨に沿って、調達方針を策定した上で官公需促進の対応が図られるよう要請する。

- ・市町村として支援する内容を検討するよう依頼する。
- ・市町村の取組内容について、県に報告を求める。

※市町村の取組例

【官公需促進】

- ・ 市町村が行う就労施設等への発注について、各種計画に目標を定める。
- ・ 就労施設等への発注について、全所属へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・ 幹部会議、契約担当者会議を開催し、就労施設等への発注の取組の周知徹底を図る。

【企業への周知啓発】

- ・ 市町村の広報紙に就労施設等への発注を促進する記事を掲載する。
- ・ 地域の企業や商工会議所、商店街へ就労施設等の製品を紹介し、発注及び販売等の協力を依頼する。

【その他】

- ・ 庁舎等を活用し、就労施設等の製品販売スペースや、展示スペースを提供する。

V 計画の推進体制

1. 計画の推進及び評価のための工賃向上支援チームの設置

本計画の支援事業を効果的に推進するため、工賃（賃金）向上について先進的な取組を行っている事業所や関係団体等の有識者等で構成する「工賃向上支援チーム」を設置する。

本チームは、計画の支援施策の実施状況について評価し、目標が達成されるよう計画の見直し等について検討を行い、本計画の実効性を高めるよう取り組む。

計画の進捗状況について、県全体の評価を行うとともに、平均工賃（賃金）月額等の実績の確認を行い、目標の達成状況や支援施策の効果等について評価を行う。

2. 千葉県障害者就労事業振興センターの活用

振興センターは、授産活動を行う施設の事業を活性化し利用者の工賃を向上させることを目的として、県と県内の福祉事業所や、当事者団体等の協力により平成17年9月に設置された。

振興センターは、これまでも県の委託を受けて県内の事業所と企業等とのつなぎ役として、企業訪問や合同販売会等による製品の販路拡大、経営アドバイザー等の事業所への派遣による経営指導、事業所職員の資質向上のための研修等の事業を展開してきた。

今後も、自治体や企業等からの新たな受注獲得や仕事の創出などについて、振興センターのこれまでの活動によるノウハウや県内事業所や関係団体等とのネットワークを有効に活用し、工賃（賃金）向上支援事業の推進を図る。

3. その他

九都県市（千葉県、千葉市、埼玉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、さいたま市、相模原市）合同で「障害者の積極的な就労促進検討会」を開催し、その中で工賃向上のための取組についても検討を行う。取組の1つとして、障害者の積極的な就労促進に係るイベント等についてリレーキャンペーンとして、共同で広報を行う。

また、県庁舎に事業所の工賃、製品等及び利用者の生活等を紹介するパネル展示を行い、県職員及び県民等へ周知啓発することにより、官公需及び民需の拡大を図る。

VI 計画の取組を継続するために

工賃（賃金）向上を目指した取組は、障害のある人の社会参加や自立した生活を実現するとともに、事業所におけるサービスの質を向上させ、ひいては事業所の経営を改善する視点からも極めて重要であり、各事業所においても計画を一過性のものとせず、継続的に取組を推進していくことが重要である。

事業所が継続的に取組を推進するには、管理者・職員の意識の変革を起点として、福祉サービスの質と経営能力の向上を目指した各事業所の自立的な改革の継続が必須の条件となる。

各事業所の自立的な改革に繋がるよう、県では、本計画の実施を通じて得られた成功事例の取組やその成果等を、県内事業所と共有していく。

また、質の高いサービスを提供できる人材の育成に努め、県内の福祉サービスの底上げが図られることで、魅力ある職場として人材の流入を生むという好循環を形成し、さらなる工賃（賃金）向上へと結び付けていく。

【参考】

1. 用語の説明

*1 工賃（賃金）	就労継続支援B型事業所での作業により利用者が得る収入を工賃といい、事業所と利用者が雇用契約を結ぶことを基本とする就労継続支援A型事業所での労働により利用者が得る収入を賃金という。
*2 国の指針	平成24年4月11日付け障発0411第4号により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より都道府県知事あてに通知された、「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針。平成27年3月24日付け障発0324第3号により一部改正され、平成27年度以降についても、国は「工賃向上計画」に基づいた取組を推進することとしている。
*3 障害者就労施設	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に規定する障害者支援施設・地域活動支援センター・生活介護事業所・就労移行支援事業所・就労継続支援事業所、障害者基本法により必要な費用の助成を受けている小規模作業所、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する特例子会社、重度障害者多数雇用事業所。
*4 障害者就労施設等	障害者就労施設、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する在宅就業障害者及び在宅就業支援団体。
*5 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	障害者総合支援法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援事業に限る。）を行う施設若しくは小規模作業所において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするときに、金額に関わらず随意契約ができる。
*6 包括協定締結企業	千葉県が策定した「事業者の地域貢献に関するガイドライン」に基づき、千葉県内の地域の活性化に資するため、地域振興・地域貢献に関して、県と協定を締結した企業をいう。 包括協定締結企業の一覧は、千葉県のホームページ（下記のアドレス）に掲載。 (http://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/guideline/jisshi/index.html#enterprise)

2. 就労継続支援B型事業所及び利用者アンケート調査結果

平成26年度に就労継続支援B型事業所及びその利用者に対するアンケート調査を実施した。

(1) 調査の概要

ア 調査目的：就労継続支援B型事業所とその利用者の実態を調査し、工賃向上に資する県の事業検討を行う。

イ 調査対象：事業所向け217か所（千葉市、船橋市、柏市所管含む）、利用者向け4,417人

ウ 調査期間：平成26年10月8日～15日

エ 回答数：事業所向け200か所（回答率92%）
利用者向け2,988人（回答率68%）

※図1～3、4、6については、優先順に3つまで回答をもらい、第1位については3を乗じ、第2位については2を乗じ、第3位については1を乗じて割合を算出している。

(2) 調査結果

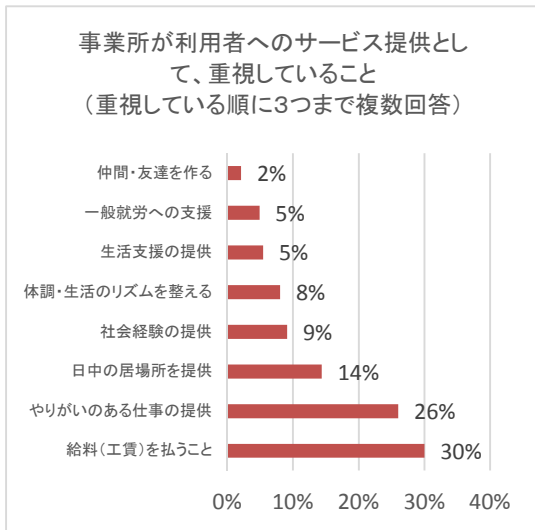
B型事業所が利用者へのサービス提供として重視していることについて、工賃を払うこととしている所が30%である（図1）。一方、38%の事業所が工賃の額が低いと認識している（図2）。

利用者がB型事業所に求めるものについて、工賃をもらうためとしている者が27%となっている（図5）。一方、利用者の60%が現在の工賃額に不満を持っており（図6）、34%が事業所に不足していることについて工賃が低いことを挙げている（図7）。

これらからB型事業所及び利用者の双方が現状の工賃が低いと考えていることがうかがえる。なお、事業所が理想と考える工賃月額が57,258円、利用者が理想と考える工賃月額が35,379円である。事業所が理想の工賃月額を考えるにあたっては年金収入を併せ、障害のある人が自立した生活を送ることができることを想定するため、高くなっており、一方利用者はより現実に即し、かつ保護者の支援等を想定して低めとなっているのではないかと考えられる。

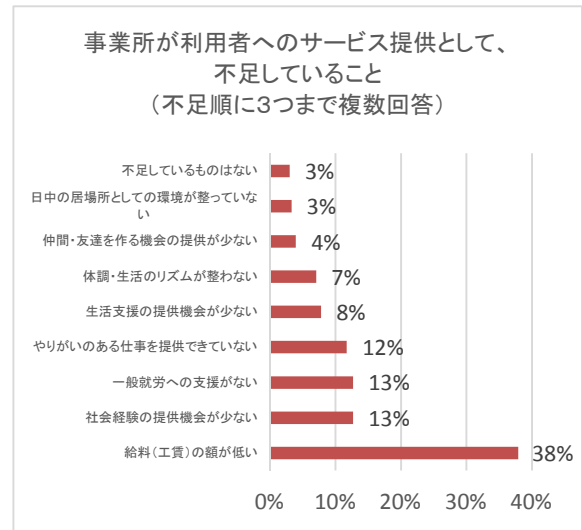
【B型事業所向け】

図 1



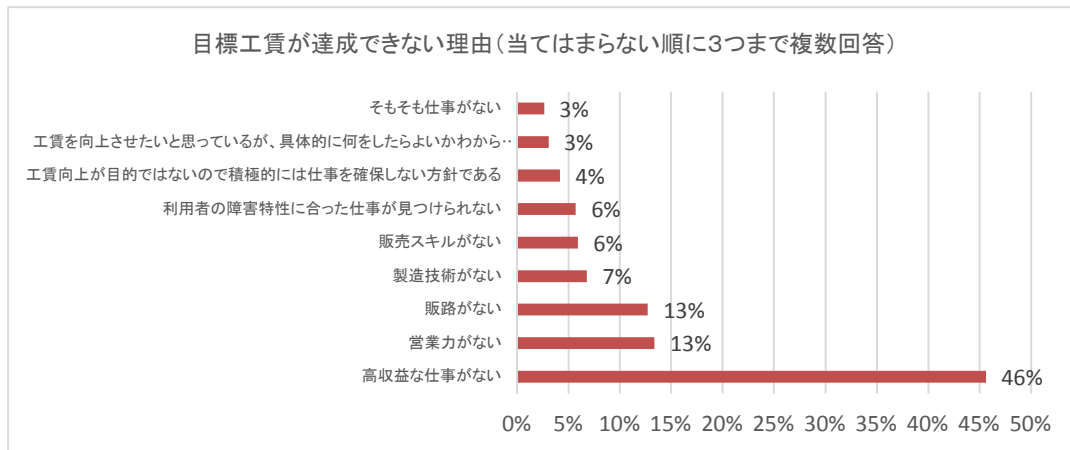
加重平均により抽出

図 2



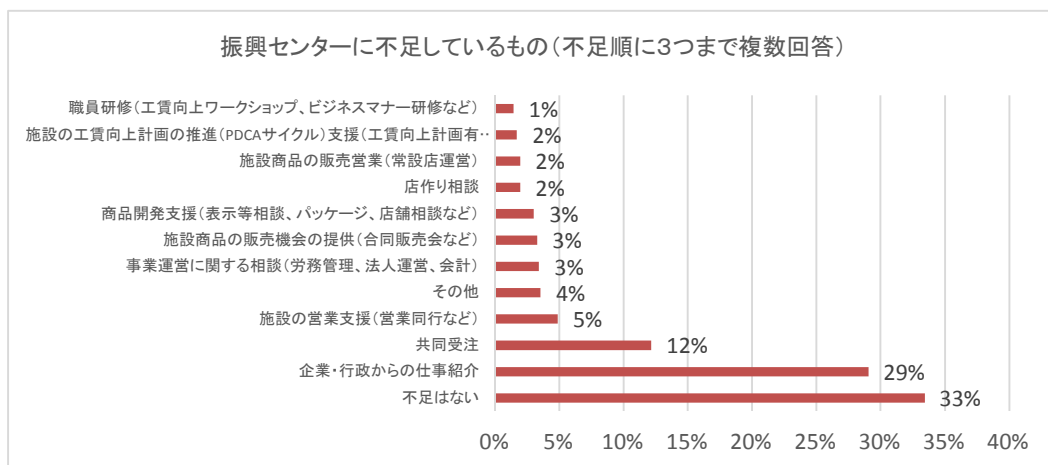
加重平均により抽出

図 3



加重平均により抽出

図 4



加重平均により抽出

【利用者向け】

図 5

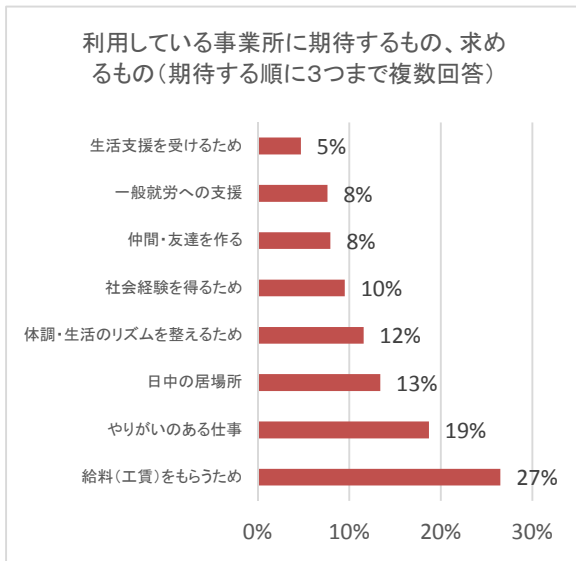
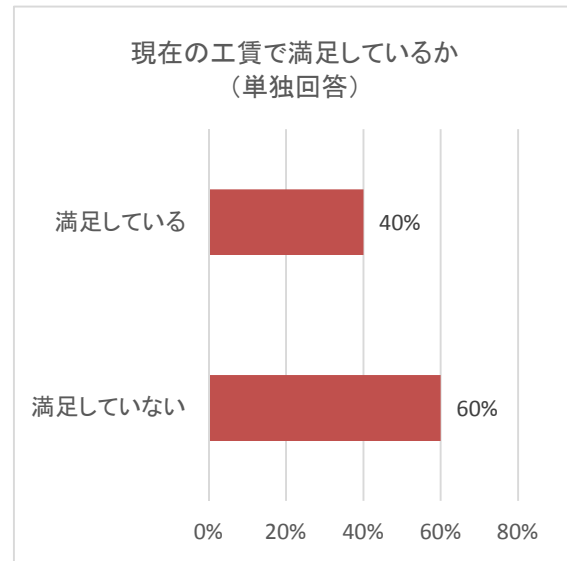


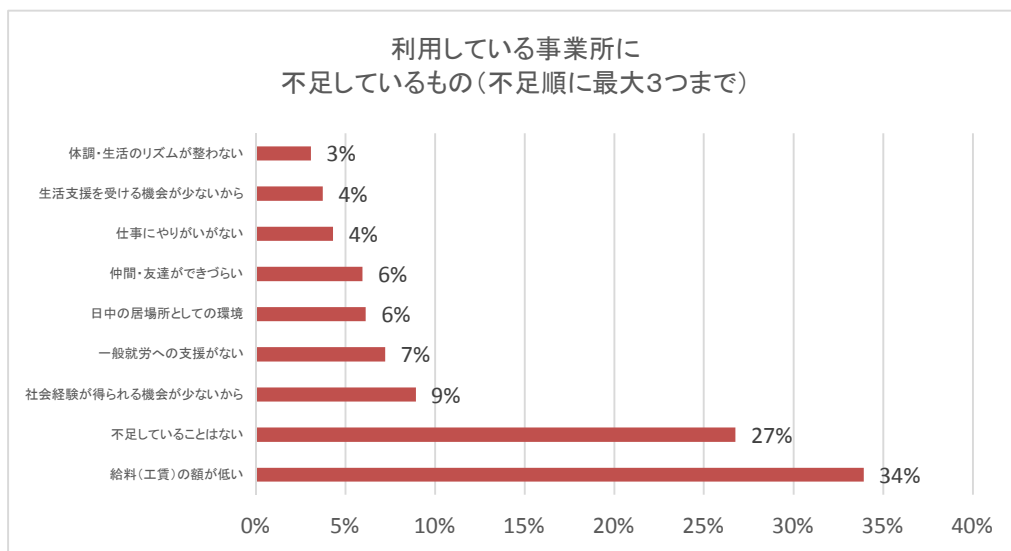
図 6



加重平均により抽出

有効回答数=2,824

図7



加重平均により抽出

項目	額
「障害をもった方達が地域で暮らすため」に理想とする利用者一人当たりの工賃月額 (B型事業所回答)	57,258円
利用者が理想とする工賃月額 (B型事業所利用者回答)	35,379円
千葉県平均工賃 (平成25年度)	12,596円

工賃向上支援チーム 委員名簿

平成27年度

名 前	所 属
秋元 初心	中小企業診断士
中村 輝彦	多機能型事業所 ビーアンビシヤス
緒方 ともみ	千葉県障害者就労事業振興センター
柳町 美恵子	就労継続支援B型事業所 とうふ工房豆のちから
佐藤 直人	千葉県知的障害者福祉協会生産活動・就労支援部会
飯田 大輔	就労継続支援A型事業所 栗源協働支援センター
内藤 晃	千葉県社会就労センター協議会
横井 泰治	ハンディのある人を対象とするビジネス研究会
山本 初江	就労継続支援B型事業所 しおさい
中根 由佳	就労継続支援B型事業所 かたぐるま
阿部 裕一	はばたき職業センター
古屋 勝史	障害福祉課長
根本 正一	障害福祉課副参事（施設改革・指導）（～9月15日）
日暮 幸一	障害福祉課副参事（施設改革・指導）（9月16日～）

（事務局）

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| 1 | 障害福祉課 施設指導班 | 班 長 石 毛 一 志 |
| 2 | 障害福祉課 施設指導班 | 主 査 蒔 田 み つ え |
| 3 | 障害福祉課 施設指導班 | 副主査 中 嶋 健 |
| 4 | 障害福祉課 施設指導班 | 主 事 牛 込 仙 郎 |
| 5 | 障害福祉課 施設指導班 | 主 事 林 優 里 子 |